えるものを除く。）をいう。以下同じ。）への送信（時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の中継機（時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局のうち、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機とデジタルコードレス電話の子機との間の通信を中継するものをいう。以下この条において同じ。）により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては、時分割多重方式を使用する時分割複信方式、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機から時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機への送信（時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の中継機により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては、時分割多元接続方式を使用する時分割複信方式におけるフレーム構成及び使用する電波の周波数の選択は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。

［ロ～ホ　略］

［二　略］

2　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機の無線設備は、前項に規定する条件のほか、二以上の時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機相互間で行われる無線通信であつて、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機を介さない無線通信を行う場合は、次の条件に適合するものであること。

一　使用する電波の周波数の選択は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。

［二・三　略］

（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局等の無線設備）

第四十九条の八の二の三　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一　略］

二　送信設備の条件

［イ・ロ　略］

ハ　空中線電力は、次のとおりであること。

(1)　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機

占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇kHzのものにあつては一〇〇ミリワット以下、占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇kHz及び一〇MHzのものにあつては、二〇〇ミリワット以下であること。

(2)　略

［ニ・ホ　略］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第58　略］

第59　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

［１　略］

［ロ～ホ　同上］

［二　同上］

2　［同上］

一　一、八九五・六一六MHz、一、八九七・三四四MHz、一、九〇二・五二八MHz又は一、九〇四・二五六MHzのいずれかの周波数の電波を使用すること。

［二・三　同上］

（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局等の無線設備）

第四十九条の八の二の三　［同上］

［一　同上］

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　［同上］

(1)　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機

占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇kHzのものにあつては一〇〇ミリワット以下、占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇kHzのものにあつては、二〇〇ミリワット以下であること。

(2)　同上

［ニ・ホ　同上］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第58　同左］

第59　［同左］

［１　同左］